Press Release

GAS Energy Communication COMPANY 日本海ガス

日本海ガス株式会社
2026 年 11 月 27 日

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による都市ガス料金の値引きについて

日本海ガス株式会社（本社：富山県富山市、代表取締役社長　新田　洋太朗）は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」の実施を受け、都市ガス料金の値引きを行います。

本事業は、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要であり、値引きにあたって個人情報や手数料を求めることはありませんので、ご注意ください。

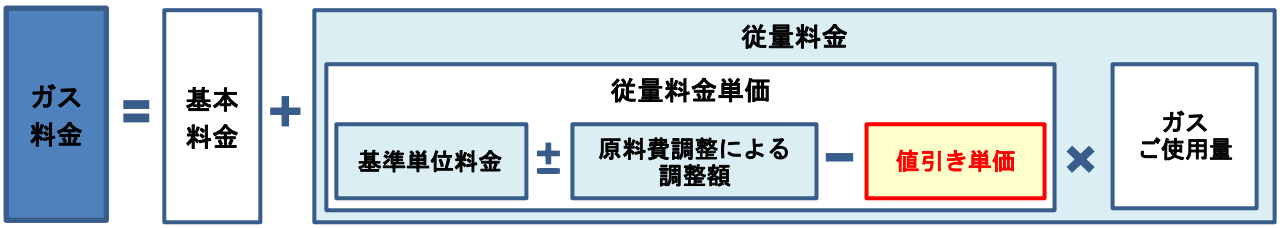
■値引きの期間と値引き単価

本事業の対象期間（2026 年 12 月使用分（2027 年 1 月検針分）～2027 年 2 月使用分（3 月検針分））においては、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

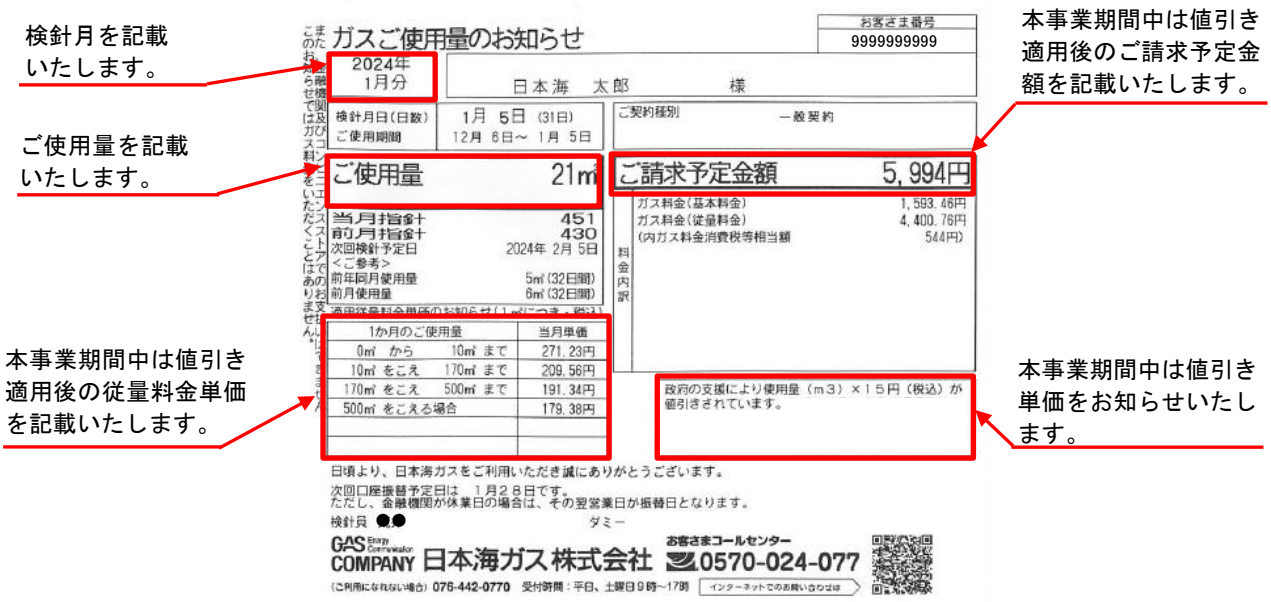
対象期間	値引き単価（税込）	標準家庭（１か月のご使用量が 20㎥）の月額値引き額（税込）
2026 年 12 月使用分（2027 年 1 月検針分）	１㎥あたり　４．０円	８０円
2027 年 1 月使用分（2 月検針分）	１㎥あたり　１８．０円	３６０円
2027 年 2 月使用分（3 月検針分）	１㎥あたり　１８．０円	３６０円

※都市ガスの年間契約量が 1,000 万㎥以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。
※本事業の変更等により、値引き単価や期間が変更となる場合があります。
※各月に適用される従量料金単価は弊社ホームページ（https://www.ngas.co.jp/gas/toshi/）にて、ご確認いただけます。

■値引き適用期間中のガス料金の計算方法



■「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）でのご確認方法



■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧いただくか、電気・ガス料金支援問い合わせ窓口へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

「お問い合わせ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援問い合わせ窓口

TEL：0120-013-305

※受付時間：平日 9：00～17：00

以上

本件に関するお問い合わせ

日本海ガス株式会社

管理部料金センター 長谷川

TEL：076-442-5020